

建設業者の不正行為等に対する監督処分の基準
新旧対照表

(傍線部分は変更部分)

| 改 正 案 | 現 行 |
|---|---|
| 建設業者の不正行為等に対する監督処分の基準 | 建設業者の不正行為等に対する監督処分の基準 |
| <p>第一 趣旨 (略)</p> <p>第二 総則 (略)</p> <p>第三 監督処分の基準</p> <p>1 基本的考え方 (略)</p> <p>2 具体的基準 (1) ~ (3) (略)</p> <p>(4) 建設工事の施工等に関する他法令違反 (略)</p> | <p>第一 趣旨 (略)</p> <p>第二 総則 (略)</p> <p>第三 監督処分の基準</p> <p>1 基本的考え方 (略)</p> <p>2 具体的基準 (1) ~ (3) (略)</p> <p>(4) 建設工事の施工等に関する他法令違反 (略)</p> |

ア 労働安全衛生法違反等（工事関係者事故等）

（略）

イ 建設工事の施工等に関する法令違反

(ア) 建築基準法違反等

（略）

(イ) 労働基準法違反等

（略）

(ウ) 宅地造成及び特定盛土等規制法違反、廃棄物処理法違反

役員等又は政令で定める使用人が懲役刑に処せられた場合は15日以上、それ以外の場合で役職員が刑に処せられたときは7日以上の営業停止処分を行うこととする。

(エ) 特定商取引に関する法律違反

（略）

(オ) 賃貸住宅の管理業務等の適正化に関する法律違反

（略）

ウ 信用失墜行為等

（略）

エ 健康保険法違反、厚生年金保険法違反、雇用保険法違反

（略）

(5) ～ (8) （略）

第四 許可を受けないで建設業を営む者に対する指導・監督

1～3 （略）

ア 労働安全衛生法違反等（工事関係者事故等）

（略）

イ 建設工事の施工等に関する法令違反

(ア) 建築基準法違反等

（略）

(イ) 労働基準法違反等

（略）

(ウ) 廃棄物処理法違反

役員等又は政令で定める使用人が懲役刑に処せられた場合は15日以上、それ以外の場合で役職員が刑に処せられたときは7日以上の営業停止処分を行うこととする。

(エ) 特定商取引に関する法律違反

（略）

(オ) 賃貸住宅の管理業務等の適正化に関する法律違反

（略）

ウ 信用失墜行為等

（略）

エ 健康保険法違反、厚生年金保険法違反、雇用保険法違反

（略）

(5) ～ (8) （略）

第四 許可を受けないで建設業を営む者に対する指導・監督

1～3 （略）

第五 その他

1～4 (略)

附 則

1 この基準は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

1 この基準は、平成17年12月1日から施行する。

附 則

1 この基準は、平成18年1月4日から施行する。

附 則

1 この基準は、平成19年10月1日から施行する。

附 則

1 この基準は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

1 この基準は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

1 この基準は、平成25年5月1日から施行する。

附 則

1 この基準は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

1 この基準は、令和4年3月1日から施行する。

附 則

1 この基準は、令和4年9月1日から施行する。

第五 その他

1～4 (略)

附 則

1 この基準は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

1 この基準は、平成17年12月1日から施行する。

附 則

1 この基準は、平成18年1月4日から施行する。

附 則

1 この基準は、平成19年10月1日から施行する。

附 則

1 この基準は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

1 この基準は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

1 この基準は、平成25年5月1日から施行する。

附 則

1 この基準は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

1 この基準は、令和4年3月1日から施行する。

附 則

1 この基準は、令和4年9月1日から施行する。

附則

1 この基準は、令和 年 月 日から施行する。

附 則

1 この基準は、その施行後に不正行為等が行われたものから適用する。

附 則

1 この基準は、その施行後に不正行為等が行われたものから適用する。